

13世紀アイスランド社会とノルウェー王権 — 忠誠と反逆の狭間で —

松本 涼（日本学術振興会特別研究員）

1. 中世アイスランドと王権

- ・ 930年頃 法・集会体系の成立 → 「自由国」 *Bjóðveldið* (930年頃～1262年)
- ・ 1200年頃～ 領域支配の展開／内乱
- ・ 1262-64年 王権受容：平和一貢税

史料1：臣従契約（1262年）

彼らは恒久の貢税 *skattr*、土地 *land*、臣民 *þegnar* を、誓約をもってノルウェー王に承認した。
…中略…

我々とその子孫は、あなた方〔ノルウェー王〕とその子孫が我々に対してこの協約を守るかぎりにおいて、あなた方に完全な誠実を保つべきである。しかし、もし良き人々の助言によって、それ〔協約〕が破られたとみなされたときには、〔我々は〕解放されるべきである。

[*Diplomatarium Islandicum*, v.1-pt.3, p.620.] (〔 〕内は報告者による補足。以下同様)

- ・ 1270年代～ 王による成文法の導入：1271-73年『ヤールンシーザ』／1281年『ヨーンズボーク』

■研究状況

- ・ 1980年代～ 紛争研究 [Byock 1988; Miller 1990]：「自由国」＝国家なき社会／「サガ」（散文物語）
- ・ 王権受容後：行政制度の変化（中央集権化）／史料状況（サガの減少）→ 法制度史への偏り
→ 「コミュニケーション」という視角の有効性

2. 王権下の紛争：忠誠と反逆

2.1. 史料：『司教アールニのサガ』 *Árna saga biskups*

スカルホルト司教アールニ・ソルラークソン（1269-98年）伝記、1300年頃編纂

2.2. 事例：ロプト・ヘルガソンをめぐる紛争

① ロプト + 「農民」ビョルン vs. 州長官アースグリーム（1277-78年）

- ・ ビョルンとロプトが「分不相応にも、王権に関して不適切な発言をした」という告発
→ 海外召喚／司教の主導による会合：召喚の放棄、和解

史料2 王に対する誠実宣誓：

〔ビョルンとロプトは〕高貴なるマグヌス王、エイリーク王、ホーコン公に誠実宣誓 *trúnaðar-eiðr* をおこなうことを承諾した。それゆえ彼らは、聖書に手をおき神を証人とし、彼らが王に対して密かにも公けにも忠実であることを、そして王の代理人に対し、彼が法と権利について話しているときに〔法を布告しているときに？〕逆らわないことを誓約した。その後、エインドリジは海外召喚を放棄し、アースグリームとビョルンは和解した。彼ら、ロプトとその姻戚たちはその後最良の友人となった。

[*Árna saga*, ch.60: p.85]

⇒ 誠実宣誓（1271年『ヤールンシーザ』で成文化）→ 認識の齟齬？ ①

海外召喚 ①

王に対する不敬の告発 ②

② ロプト + 司教アールニ vs. 国王使節ロジン・レップ (1280-81年)

- ・1280年：王位交代、国王使節ロジン・レップの派遣／新王エイリーク（12歳）への臣従宣誓
- ・1281年：全島集会、新法典『ヨーンスポーク』承認をめぐる議論
→ 従士（王の家臣）／司教・聖職者・司教の友人たち（俗人）／農民の3集団が異議のリスト

史料3

ロジン殿は激しい怒りを示した——農民が、王ただひとりが定めるべきこの地の法に口を出すとは不遜に過ぎると。それから彼は大衆にその法典を無条件で受け容れるよう要求した。その場にいた全員が、そのようにこの地の自由（＝権利）*frelsi landsins*を失うわけにはいかないと答えた。ロジン殿はそれに対し、まず法典のすべてを承認するべきであり、保留が必要な部分についてはその後王と王の顧問団に慈悲を乞うべきだと反論した。それから彼は、法典の承認を命じている王の書簡を朗読させ、それに従わない者は王の怒りを受けることになるだろうと言った。 [Árna saga, ch.63: pp.93-94]

⇒ ロジン（王権側）：13世紀ノルウェー宮廷の君主理念（*rex iustus*）→王権による法の支配 ①
アイスランド住民：法の無条件の受諾 = 「自由」の喪失

- ・司教アールニの反対／追従者9人（含ロプト） = 「反逆者」*landráðamenn* →ノルウェー召喚 ①
- *ロプト：2度の誠実宣誓 ⇔ 法典拒否 → 誓約違反

③ ロプト vs. 州長官アースグリーンム (1283-87年)

- ・1282年冬：ロプトの土地取引の告発
法規定：「王に対する反逆者の財産はすべて王のものとなる」 [Jónsbók 2010, pp.40-43]
- ・1283年春：地域集会への召喚／アースグリーンムの非難
→ロプトの反論
「自分は王に対し誠実義務を十分に果たしている。もし王がどういうわけか自分を有罪とみなすならば、この問題の裁決は王に委ねるつもりだ」 [Árna saga, ch.72: p108]

⇒ 誠実義務：社会階層による認識の違い／王の権威の利用 ②

2.3. 分析：ふたつのコミュニケーション

① ノルウェー王権の統制強化 — アイスランドの「自由」

- ・無条件・片務的服従の要求 ⇔ 互惠的・合意にもとづく忠誠
- ・集会：利害調整の場

身分集団：従士（役人）／高位聖職者（司教）／農民（上層、集会参加）

② 在地紛争における王権の利用

- ・王に対する忠誠／反逆 → 紛争戦略への利用
- ・社会階層：従士・司教レベル ⇔ 農民

3. 結論：政治的コミュニケーションと秩序形成

アイスランド—ノルウェー関係史

- ・王の不在 → 王権受容：1262-64年の臣従契約＝合意
- ・1270-80年代：法改正、召喚、誠実宣誓 → 中央集権化理念の実践
⇔ アイスランド住民側：「自由」志向
→ 「臣民」認識の齟齬が表面化 → 「臣民 *þegnar*」の定義
- ・1300年以降～ 合意形成要求の維持／階層分化と役割分担
- ・アイスランドの在地社会：王の権威を利用 <遠隔地の支配者

- * 「誠実宣誓」 (*Lexicon Islandicum: orðabók Guðmundar Andrússonar*. Copenhagen, 1683 [1999])
 - *Eidur* / *Jusjurandum, Juramentum* (p. 39).
 - *Tru* / *Fides* - *trur* / *Fidus* - *Trunadr* / *Fidelitas* (p. 163).
 → *túnaðar eiðr* - *juramentum fidelitatis* - 誠実宣誓
-

主要参考文献

一次史料

- Árna saga* = *Árna saga biskups*, in *Biskupa sögur* III (Íslenzk fornrit XVII). ed. Guðrún Ása Grímsdóttir. Reykjavík. 1998, 1-212. (*Biskop Arnes saga*. trans. Gunhild & Magnús Stefánsson. Oslo. 2007.)
Diplomatarium Islandicum: Íslenzkt Fornbréfasafn. vol.1, Kaupmannahöfn. 1857.
Járnsíða og Kristinréttur Árna Þorlákssonar. eds. Haraldur Bernharðsson, Magnús Lyngdal Magnússon & Már Jónsson. Reykjavík. 2005.
Jónsbók 2010 = The Laws of Later Iceland: Jónsbók: The Icelandic Text According to MS AM 351 fol. Skálholtsbók eldri. With an English Translation. Introduction and Notes by Jana K. Schulman. Saarbrücken. 2010.

二次資料

- Bagge, Sverre. 2010. *From Viking Stronghold to Christian Kingdom: State Formation in Norway, c. 900-1350*. Copenhagen.
 Boulhosa, Patricia P. 2005. *Icelanders and the Kings of Norway: Medieval Sagas and Legal Texts*. Leiden & Boston.
 Byock, Jesse. 1988. *Medieval Iceland: Society, Sagas and Power*. Berkeley.
 Cattaneo, Grégory. 2010. The oath of fidelity in Iceland: a tie of feudal allegiance? *Scandinavian Studies* 82-1: 21-36.
 Helgi Þorláksson. 1997. Konungsvald og hefnd. *Sagas and the Norwegian Experience: 10th International Saga Conference: Preprints = Sagaene og Noreg: 10. Internasjonale Sagakonferanse: Fortrykk: Trondheim, 3. - 9. August 1997: 249-261*.
 Helgi Þorláksson. 2012. Ambitious kings and unwilling farmers. On the difficulties of introducing a royal tax in Iceland. In *Taxes, Tributes and Tributary Lands in the Making of the Scandinavian Kingdoms in the Middle Ages*, ed. Steinar Imsen. Trondheim.
 Imsen, Steinar. ed. 2010. *The Norwegian Domination and the Norse World c.1100 - c.1400*. Trondheim.
 Jón Jóhannesson. 1958. *Íslendinga Saga II Fyrirlestrar og ritgerðir um tímabilð 1262-1550*. Reykjavík.
 Jón Viðar Sigurðsson. 2007. Changing layers of jurisdiction and the reshaping of Icelandic society c. 1220-1350. In *Communities in European History: Representations, Jurisdictions, Conflicts*. eds. Juan Pan-Montojo and Frederik Pedersen, 173-187. Pisa.
 Matsumoto, Sayaka. 2012. *No Longer a Feuding Society? Legal Practice and Kingship in Late 13th-Century Iceland*. MA thesis, University of Iceland.
 Miller, William I. 1990. *Bloodtaking and Peacemaking: Feud, Law and Society in Saga Iceland*. Chicago.
 Orning, Hans J. 2008. *Unpredictability and Presence: Norwegian Kingship in the High Middle Ages*. Leiden & Boston.
 Sigurður Línadal. ed. 1978. *Saga Íslands* III. Reykjavík.
 Wærdahl, Randi B. 2006. *Norges konges rike og hans skattland: kongemakt og statsutvikling i den norrøne verden i middelalderen*. Trondheim. (English ver.: *The Incorporation and Integration of the King's Tributary Lands into the Norwegian Realm c. 1195-1397*. Leiden & Boston. 2011)
 小澤実他 (2007) 「〈特集〉中世アイスランド史学の新展開」『北歐史研究』24、151-212頁。
 松本涼 (2008) 「13世紀アイスランドにおける平和維持—ノルウェー王権受容に関する一考察」『史林』91-4、694-727頁。
 松本涼 (2009) 「13世紀アイスランド農民の支配の構図と王権受容—貢税プロセスの分析より」『北歐史研究』28、1-14頁。